

令和5年度開成町企業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により令和5年度開成町企業会計（水道事業会計及び下水道事業会計）を審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

1 審査した決算書及び帳簿証書類

- (1) 令和5年度水道事業会計決算書及び令和5年度下水道事業会計決算書
（決算報告書、損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表）
- (2) 令和5年度水道事業会計決算付属資料及び令和5年度下水道事業会計決算付属資料
（事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書等）
- (3) 令和5年度企業会計関係帳簿及び証書類

2 審査の期日

令和6年6月27日

3 審査の方法

水道事業会計及び下水道事業会計の各決算書、損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表、並びに決算付属資料の事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書等を基に、各所属からの説明を徴し、経営状況、財政状況及び決算計数の適正を審査した。

4 審査の結果

水道施設については、管路の布設替工事、機械装置の更新工事及び令和4年度に着手した開成駅前公園緊急遮断弁更新工事が完了したが、榎下浄水場ポンプ盤等更新工事については、半導体等の部品が世界的な供給逼迫により、令和6年度に繰り越した。その他の工事については計画に沿って適正に執行されていた。

営業収益では、物価上昇に対する町民の生活や経済活動支援策として、上・下水道使用料の基本使用料を2期分（4ヶ月）減免する措置を実施したが、水道使用料は、給水人口の増により前年度比0.3%増の1億6,180万8千円、下水道使用料は、料金改定等により前年度比8.9%増の2億3,468万5千円となっている。

なお、減免措置による減収分については、一般会計から水道事業会計へ2,565万9千円、下水道事業会計は、2,126万2千円補填されている。

一方、令和5年度の未処分利益剰余金は、水道事業で1億2,656万3千円、下水道事業で1億2,501万9千円となっている。

水道事業会計及び下水道事業会計の決算書及び決算付属資料は、事業の経営状況及び財政状況を適正に表示されており、決算計数は正確である。

今後とも、事業収益や使用料収入の状況を踏まえ、計画的な経営に取り組みたい。

令和6年8月5日

開成町長 山神 裕 様

開成町監査委員 樫村 雄一

開成町監査委員 吉田 敏郎